

(iii)実績(見込)値1が計画目標値に届かない理由

(iv)改善に向けた取組み及び今後の見通し

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由

(iv)改善に向けた取組み及び今後の見通し

団体名	三重県尾鷲市
会計名	水道事業会計

④ 改善額

(i) 推移表

(単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	改善額合計	補償金免除額
計画目標値(A)	106	110	108	105	103	532	41
実績(見込)値(B)	106	101	101	97	96	501	
乖離値(C) (B-A)	0.0	▲ 9.0	▲ 7.0	▲ 8.0	▲ 7.0	▲ 31.0	460.0
乖離率(D) (C/A)	0.0%	-8.2%	-6.5%	-7.6%	-6.8%	-5.8%	1135.8%

(ii) 要因分析

改善額合計の 未達成の要因	影響額(単位:百万円)						備考
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計	
大口水道利用者の使用量減少		5	5	5	4	19	
漏水事故対応等の増大により職員給与費が増大		6	6	6	6	24	
合計	-	11	11	11	10	43	

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由

- ・天口水道利用者の使用水量が著しく減少し、料金収入が減少している。
- ・漏水事故等の発生数増大により、対応に係る職員給与費が増大している。

(iv)改善に向けた取組み及び今後の見通し

- ・営業部門の民間委託を導入したことにより未収金は減少傾向である。
- ・早期に水道管路診断と漏水箇所修繕を実施し有収率向上と対応に係る経費の削減を図る。
- ・水道部所有地(遊休地)の確定測量が平成21年度に完了する予定であるため、売却、賃貸の検討を実施し収入額向上に努める。
- ・平成22年度に水道料金等審議会を発足(予定)し、平成23年度中の改定を目標に水道料金の適正化を図る。

(iii)実績(見込)値が計画目標値に届かない理由

(iv)改善に向けた取組み及び今後の見通し

団体名	三重県尾鷲市
会計名	水道事業会計

⑦ その他

(i) 計画及び執行状況の公表状況

平成21年9月議会承認後に市ホームページ等にて公表予定

(ii) 計画及び執行状況の議会への説明

平成21年9月議会にて説明予定

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 尾鷲市水道事業

事業名	末端給水事業 ・ 簡易水道事業 (上水道事業)		
事業開始年月日	昭和28年5月20日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名※	尾鷲市	職員数※ (H19. 4. 1現在)	12
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	66円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	2,990
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	44
不良債務 (百万円)	0	財政力指数※	0.457 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率※ (%)	14.1 (H19)
		経常収支比率※ (%)	95.2 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
 3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	尾鷲市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	尾鷲市水道事業 尾鷲市長 伊藤 允久
既存計画との関係	尾鷲市集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	尾鷲市広報・尾鷲市HP・市議会総務産業常任委員会
基本方針	過疎化に加え大口需要企業の大幅な給水量減少があるなか、老朽化が著しい施設の改良・更新事業を精査し、関係省庁との連携を図り、効率的な事業を実施すると共に更なる経費節減に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			251.4	251.4
	補償金免除額			40.5	41.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			83.0	83.0

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	18,791	35,762	155,597	210,150
	簡易水道事業	63,521		95,786	159,307
合 計 (A)		82,312	35,762	251,383	369,457
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		82,312		251,383	369,457

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業		7,654	82,508	90,162
合 計 (A)			7,654	82,508	90,162
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			7,654	82,508	90,162

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<p>本市の水道事業は、中部電力三田火力発電所や東邦石油など大口需要企業による給水収益により、水道料金は全国平均の半額以下、県下14市でも桑名市に次ぐ低料金となっていました。給水収益の30%以上を占めていた、大口需要企業による給水収益が平成15年度下半期より大幅に減益となり、平成16年度の対前年度比はマイナス49.3%、17年度では、さらにマイナス34.1%と、想定外の減益により事業運営に影響を与えることとなったため、平成17年11月に平均で32.97%の料金改定を実施したが老朽化が著しい施設の改良・更新事業は必要であり、アウトソーシングによる人件費削減等、経費節減に努めているが、過疎化による給水量減少は続くものと思われ、更なる料金改正に迫られている。</p>										
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 674 627 842">課題 ①</td> <td data-bbox="627 674 1473 842"> <p>・水道料金適正化計画の策定</p> <p>過疎化による給水量減少に加え、大口需要企業の大幅な給水量減少があり、平成17年11月に料金改定を実施したが、矢ノ浜浄水場更新事業等老朽施設の改良・更新が必要であり、料金の適正化が急務となっている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 842 627 1010">課題 ②</td> <td data-bbox="627 842 1473 1010"> <p>・営業未収金削減計画の策定</p> <p>不況による失業や高齢化による料金未納者対策として、営業部門の民間委託を取り入れ、営業未収金の削減を図る。また、料金納付を促すため、平成18年度にコンビニ収納サービスを導入し、現在はクレジットカード決済を検討している。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1010 627 1178">課題 ③</td> <td data-bbox="627 1010 1473 1178"> <p>・資産売却等による収入</p> <p>水道部所有地（遊休地）の売却や賃貸による営業外収入の確保を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1178 627 1346">課題 ④</td> <td data-bbox="627 1178 1473 1346"> <p>・簡易水道の統合計画</p> <p>市内に点在する簡易水道（8地区）の統合については、地理的条件により困難であるため、平成28年度までを目途にソフト面の統合を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1346 627 1520">課題 ⑤</td> <td data-bbox="627 1346 1473 1520"></td> </tr> </table>	課題 ①	<p>・水道料金適正化計画の策定</p> <p>過疎化による給水量減少に加え、大口需要企業の大幅な給水量減少があり、平成17年11月に料金改定を実施したが、矢ノ浜浄水場更新事業等老朽施設の改良・更新が必要であり、料金の適正化が急務となっている。</p>	課題 ②	<p>・営業未収金削減計画の策定</p> <p>不況による失業や高齢化による料金未納者対策として、営業部門の民間委託を取り入れ、営業未収金の削減を図る。また、料金納付を促すため、平成18年度にコンビニ収納サービスを導入し、現在はクレジットカード決済を検討している。</p>	課題 ③	<p>・資産売却等による収入</p> <p>水道部所有地（遊休地）の売却や賃貸による営業外収入の確保を図る。</p>	課題 ④	<p>・簡易水道の統合計画</p> <p>市内に点在する簡易水道（8地区）の統合については、地理的条件により困難であるため、平成28年度までを目途にソフト面の統合を図る。</p>	課題 ⑤	
課題 ①	<p>・水道料金適正化計画の策定</p> <p>過疎化による給水量減少に加え、大口需要企業の大幅な給水量減少があり、平成17年11月に料金改定を実施したが、矢ノ浜浄水場更新事業等老朽施設の改良・更新が必要であり、料金の適正化が急務となっている。</p>										
課題 ②	<p>・営業未収金削減計画の策定</p> <p>不況による失業や高齢化による料金未納者対策として、営業部門の民間委託を取り入れ、営業未収金の削減を図る。また、料金納付を促すため、平成18年度にコンビニ収納サービスを導入し、現在はクレジットカード決済を検討している。</p>										
課題 ③	<p>・資産売却等による収入</p> <p>水道部所有地（遊休地）の売却や賃貸による営業外収入の確保を図る。</p>										
課題 ④	<p>・簡易水道の統合計画</p> <p>市内に点在する簡易水道（8地区）の統合については、地理的条件により困難であるため、平成28年度までを目途にソフト面の統合を図る。</p>										
課題 ⑤											
留意事項											

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

特 別	利 損	益 失	(F)	69				0	0	4	4	4	4
特 別	損	失	(G)	1,038	286	898	739	937	840	842	840	840	840
特 別	損	益 (F)-(G)	(H)	-969	-286	-898	-739	-937	-836	-838	-836	-836	-836
当 年	度	純 利 益 (又 は 純 損 失)	(E)+(H)	-11,131	28,889	43,787	21,915	86,148	-2,549	-6,036	-8,497	-10,496	-10,496
繰 越	利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金	(I)	50,052	70,728	43,889	59,597	79,512	65,660	61,803	59,254	50,756	40,259	40,259
流 動	資 産	(J)	486,333	454,493	371,387	311,728	342,555	444,443	383,580	324,606	324,606	365,421	365,421
流 動	う ち 未 収 金	(K)	28,458	17,202	18,035	22,578	21,245	65,892	17,976	16,253	17,000	17,000	17,000
流 動	負 債	(L)	8,656	16,170	8,704	5,588	5,663	13,372	62,246	8,644	8,644	24,000	24,000
不 良	積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(E)} \times 100$)	(M)			7,520	15,051	4,503	4,529	5,559	7,629	23,000	23,000	23,000
不 良	債 務 比 率 ($\frac{(L)}{(A)-(E)} \times 100$)	(N)							5,559	5,559	5,559	5,559	5,559
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額									0	0	0	0	0
営 業 収 益	- 受 託 工 事 収 益 (A)-(B)	(N)	522,636	439,224	503,072	484,309	523,834	530,871	493,161	494,310	489,367	484,473	484,473
資 金	不 足 比 率 ((M)/(N) × 100)							521,734	522,256	519,669	517,095	514,534	514,534
1. 企 業	債 権								10,000	30,000	30,000	30,000	30,000
2. 他 会 社	計 出 資 金		360,000	75,400	205,000	229,500	358,000	1,337,400	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
3. 他 会 社	計 補 助 金		17,856	15,545	16,740	17,885	19,346	19,420	22,959	18,809	19,109	20,345	21,363
4. 他 会 社	計 負 担 金		4,652	5,664	1,429	2,595	1,783	1,837	4,300	1,838	1,800	1,800	1,800
5. 他 会 社	計 借 入 金								1,837	1,837	1,837	1,837	1,837
6. 国 (都 道 府 県)	補 助 金		17,600	16,200				22,711	0				
7. 固 定 資 産 売 却 代 金					151			45,039					
8. 工 事 負 担 金			5,880	3,402	10,206			3,885	3,791	2,309	2,309	2,309	2,309
9. そ の 他					4,358	4,284							
計	(A)		405,988	116,211	227,678	254,264	389,345	1,656,255	41,419	52,956	43,445	43,844	43,844
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)				2,000			1,376,793	47,006	43,346	44,492	45,510	45,510
純	(C)		405,988	116,211	227,678	254,264	387,345	1,656,255	41,419	52,956	43,445	43,844	43,844

収入	資本的支出	1. 建設改良費	1,388,480	101,791	119,288	100,000	100,000
		うち職員給与	1,466,772	80,000	80,000	80,000	80,000
		2. 企業債償還金	497,965	192,249	158,959	155,041	152,170
		3. 他会計長期借入返還金	164,076	181,285	153,226	151,938	152,360
		4. 他会計への支出金					
5. その他		1,081					
	計	1,886,445	295,121	278,227	255,041	252,170	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	(E)	1. 損益勘定留保資金	1,629,848	261,285	233,226	231,938	232,360
		2. 利益剰余金処分額	230,190	253,702	225,271	211,596	208,326
		3. 繰越工事資金	259,055	214,279	189,860	187,446	186,850
		4. その他	151,391	224,931	216,484	202,952	198,398
		計	152,543	214,279	189,860	187,446	186,850
	計	12,868	24,104	3,217			
補てん財源	(F)	1. 繰越工事資金	65,931	4,667	5,570	8,644	9,928
		2. その他	69,651				
		3. 計	230,190	253,702	225,271	211,596	208,326
		4. 計	253,055	214,279	189,860	187,446	186,850
		5. 計	0	0	0	0	0
補てん財源不足額 (E)-(F)	(F)	1. 現金	130,751	206,646	114,657	114,657	114,657
		2. 債権	143,620	163,620	163,620	163,620	163,620
		3. 建設改良費・準建設改良費に係るもの	4,101,529	3,919,280	3,790,321	3,665,280	3,543,110
		4. その他	4,163,818	4,002,533	3,869,307	3,737,369	3,605,009
		5. 計	4,101,529	3,919,280	3,790,321	3,665,280	3,543,110
	計	4,163,818	4,002,533	3,869,307	3,737,369	3,605,009	

積立金	現在高	平成19年度	130,751	206,646	114,657	114,657	114,657
		平成20年度	143,620	163,620	163,620	163,620	163,620
		平成21年度	4,101,529	3,919,280	3,790,321	3,665,280	3,543,110
		平成22年度	4,163,818	4,002,533	3,869,307	3,737,369	3,605,009
		平成23年度	4,101,529	3,919,280	3,790,321	3,665,280	3,543,110
企業債	現在高	平成19年度	10,196	6,174	5,979	5,919	5,860
		平成20年度	40,179	8,924	7,786	7,036	5,983
		平成21年度	10,196	6,174	5,979	5,919	5,860
		平成22年度	40,179	8,924	7,786	7,036	5,983
		平成23年度	10,196	6,174	5,979	5,919	5,860
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	他のに係るもの	平成19年度	10,196	6,174	5,979	5,919	5,860
		平成20年度	40,179	8,924	7,786	7,036	5,983
		平成21年度	10,196	6,174	5,979	5,919	5,860
		平成22年度	40,179	8,924	7,786	7,036	5,983
		平成23年度	10,196	6,174	5,979	5,919	5,860

(2) 他会計繰入金

区的収入	年度	平成19年度	10,196	6,174	5,979	5,919	5,860
		平成20年度	40,179	8,924	7,786	7,036	5,983
		平成21年度	10,196	6,174	5,979	5,919	5,860
		平成22年度	40,179	8,924	7,786	7,036	5,983
		平成23年度	10,196	6,174	5,979	5,919	5,860
区的支出	年度	平成19年度	10,196	6,174	5,979	5,919	5,860
		平成20年度	40,179	8,924	7,786	7,036	5,983
		平成21年度	10,196	6,174	5,979	5,919	5,860
		平成22年度	40,179	8,924	7,786	7,036	5,983
		平成23年度	10,196	6,174	5,979	5,919	5,860
資本的収入	年度	平成19年度	20,659	27,628	20,647	11,136	11,535
		平成20年度	21,257	24,896	21,036	22,162	23,200
		平成21年度	20,659	27,628	20,647	11,136	11,535
		平成22年度	21,257	24,896	21,036	22,162	23,200
		平成23年度	20,659	27,628	20,647	11,136	11,535
資本的支出	年度	平成19年度	20,659	27,628	20,647	11,136	11,535
		平成20年度	21,257	24,896	21,036	22,162	23,200
		平成21年度	20,659	27,628	20,647	11,136	11,535
		平成22年度	21,257	24,896	21,036	22,162	23,200
		平成23年度	20,659	27,628	20,647	11,136	11,535

(単位:千円)

(3) 経営指標等

(単位：%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	105.3	102.2	93.6	100.6	113.6	116.7 108.9	103.3 90.2	101.4 86.8	99.0 88.3	98.7 88.0
総収支比率(法適用) (%)	108.9	105.9	97.6	104.8	118.8	121.2 112.7	99.5 94.9	98.8 90.1	98.3 91.6	97.9 91.0
経常収支比率(法適用) (%)	109.1	106.0	97.8	105.0	119.1	121.3 112.9	99.6 94.1	99.0 90.2	98.5 91.7	98.1 91.2
営業収支比率(法適用) (%)	139.7	134.5	122.8	130.4	145.2	146.9 135.1	115.9 117.9	114.7 116.7	113.5 115.3	112.5 113.9
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)									3.1	13.2
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収入分 (%)	3.4	3.5	3.9	3.5	3.0	2.1 1.9	1.5 1.7	1.4 1.5	1.4 1.3	1.4 1.1
うち基準内繰入金 (%)	3.4	3.5	3.9	3.5	3.0	2.1 1.9	1.5 1.7	1.4 1.5	1.4 1.3	1.4 1.1
うち基準外繰入金 (%)										
うち料金収入に計上すべき繰入金等 (%)										
うち赤字補てん的なもの (%)										
資本的収入分 (%)	5.5	18.3	8.3	8.1	5.4	1.2 1.5	56.3 52.5	35.5 48.5	21.5 49.9	22.2 51.0
うち基準内繰入金 (%)	5.5	18.3	8.3	8.1	5.4	1.2 1.5	56.3 52.5	35.5 48.5	21.5 49.9	22.2 51.0
うち基準外繰入金 (%)										
うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・ 料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・ 使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

収支見通し策定に当たったの考え方 (前提条件)	
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成17年の料金改定時に算定期間に平成21年度までとしており、その期間内の需要量や景気動向等を踏まえ予測しつつ、浄水場や配水管等の水道施設計画を考慮し、事業を健全に運営していくために必要な資本費用を加えて算出する、総括原価方式に基づき料金を設定します。また、平成22年度には累積欠損金が計上するため、平成20年～21年度に水道料金適正化計画をまとめるとともに、市議会及び水道利用者に対する広報、広聴活動を実施し、料金改定の理解を得て、平成22年度料金改定を実施できるよう努めます。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計からの繰入金については、地方公営企業繰出基準内となっているが、過疎高齢化による人口減が続くなか、市財政も厳しい状況にあり、繰入金の増額は見込めない状況にあります。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成17年度(H17～H19)より老朽化した矢ノ浜浄水場の更新事業を事業費2,044,913千円(平成16年度用地費等185,122千円含む額)【財源:起債1,969,000千円、国庫補助金22,711千円、一般財源53,202千円】で着工し、平成20年3月の完成をもって、上水道の大規模工事が完了し、平成19年度に企業債残高のピークを迎え、以後減少に移りますが、簡易水道を含む各施設の耐震化が急務となっているため、収支状況を検討しながら計画的な更新を図ると共に、水道部所有地(遊休地)の売却及び賃貸借を検討します。 平成17年度(H17～H19)より老朽化した矢ノ浜浄水場の更新事業を事業費1,883,984千円(財源:起債1,827,000千円、国庫補助22,711千円、一般財源34,273千円)で着工し、平成20年3月の完成をもって、上水道の大規模工事が完了し、平成19年度に企業債残高のピークを迎え、以後減少に移りますが、簡易水道を含む各施設の耐震化が急務となっているため、収支状況を検討しながら計画的な更新を図ると共に、水道部所有地(遊休地)の売却及び賃貸借を検討します。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	矢ノ浜浄水場更新事業にかかるとる事業費について、遠隔監視システムや植栽計画削除などの事業内容と資産耐用年数等の詳細な内容の精査、入札により計画当初見積もられた額から減額され、減価償却費及び企業債利息も大幅に減額されたことにより、予定損益においても平成20年度に固定資産の除却費が増額となるため赤字が予定されています。以降は黒字計上を予定しています。しかしながら大口需要企業の給水量が変動的であるため、安定した財源を確保するために水道料金適正化計画を策定します。

- 注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p>	<p>本市では、平成17年度人事院勧告及び行革推進法を踏まえ、5年間で5%以上の職員数純減を図るため定員適正化計画の見直しを行ったが、水道部では同計画にとらわれず、経費節減の一環として、アウトソーシングによる職員削減の実施。(人件費:4,500千円/1名で算定)</p> <p>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>平成17年4月1日の職員数「491人」を平成22年4月1日の目標職員数「466人」とし、削減職員数「25人」、削減率5.1%の純減を図るとともに、22～23年度についても、後退することなく引き続き計画を推進する。</p> <p>○ 給与のあり方</p> <p>尾鷲市に準拠している。</p> <p>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>従前より国家公務員の給与に準拠しており、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを平成18年4月1日に図った。なお、地域手当は支給していない。</p> <p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>水道部には技能労務職員はいない。</p> <p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>退職時特別昇給は適用していない。</p> <p>◇ 福利厚生事業のあり方</p> <p>文化・体育クラブの活動及びクラブが主催し実施する文化活動・体育大会の費用に対し助成している。(市 1 / 2補助)</p> <p>なお、職員個人への給付は行っていない。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等</p>	<p>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>過疎高齢化や生活様式の変化等により給水量の減少は続くものと予想されるため、過大な投資がないよう検討すると共に、中・長期的な整備計画を策定し、老朽度や緊急性を十分に検討することにより維持管理費の縮減に努める。</p> <p>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p> <p>平成19年10月1日より営業部門を民間に委託し、職員2名の削減を図る。(課題②)</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	平成21年度に水道利用者及び学識経験を有する者からなる「尾鷲市水道料金等審議会」(委員12名以内)を設置し、適正な料金水準の検討を図る。(課題①)また、遊休地利用として、平成17年度から3事業所に水道部所有地を有償貸与している。(課題③)
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	広報活動はもとより広聴活動を実施し、水道利用者ニーズに応えることにより、料金改定を円滑に実施する。(課題①)
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	広報紙及びホームページを利用し財政状況を公開すると共に、図形やグラフを用いた水道料金の使われ方などわかりやすい形式で公表している。(課題①)
○ 行政評価の導入	基本計画期間の取組状況について内部評価と市民評価を踏まえた専門家による総合評価をフィードバックさせ、次期基本計画に反映させている。
5 その他	簡易水道事業統合計画により簡易水道(8簡易水道)の統合を積極的に推進する。(課題④)

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果
主な課題と取組み及び目標

取組み及び目標	
1	職員数の純減や人件費の総額の削減 本市では、平成17年度人事院勧告及び行革推進法を踏まえ、5年間で5%以上の職員数純減を図るため定員適正化計画の見直しを行っているが、水道部では一部業務の兼務により1名を、本年度は営業部門の民間委託により2名の削減を計画している。
2	経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等 未収金対策として平成19年度より営業部門の民間委託を導入し、前年比0.3%（1,700千円）以上の収納率向上を図る。また、多様化する利用者ニーズに対応するため、平成18年度よりコンビニ収納サービスを導入し、平成19年度にはクレジットカード決済導入を検討している。 維持管理費等については、過大投資がないよう検討すると共に、老朽度や緊急性を検討して整備計画を策定する。また、管路診断を実施し、漏水箇所を特定することにより修繕工事の効率化と有収率向上を図る。
3	一般会計等からの基準外繰出しの解消等 現在、一般会計からの基準外繰り出しは解消されている。
4	その他 平成16年度に水道用地（10,38㎡）を売却し、平成17年度に1,171.24㎡を賃貸、平成18年度には更に3,020.59㎡を賃貸している。 今後水道部所有地（遊休地）を精査し、積極的な売却、賃貸を検討する。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。
（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、「計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
②	料金改定率				32.97%								
	改善額(料金の適正化)※1			84	25		109	86.0	78.0	76.0	73.0	72.0	385.0
	未収金の取回収策								83.0	81.0	78.0	76.0	404.0
②	改善額							0.5	3.0	5.0	4.0	4.0	16.5
	一般会計負担金の額								1.0	1.0	1.0	1.0	4.5
	改善額(負担金の確保等)												
④	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)		1	3			12	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	40.0
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
①	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額		4.5	9			22.5	11.0	12.0	12.0	12.0	12.0	59.0
	給与水準								18.0	18.0	18.0	18.0	83.0
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
①	職員数	14	14	13	12	12	12	12	10	10	10	10	
	増減数(人)			-1	-1		-2						-2
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(削減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	2770	2706	2757	2816	2990		4102	3920	3791	3666	3544	
	増減		-64	51	59	174		1,112	-182	-129	-125	-122	
							143.5	1,124	-161	-134	-132	-132	
													500.5
													531.5
													40.5
													(参考) 補償金免除額

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 注2 ※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う増収増収額」を記入すること。
 ※2 「工事コスト」については、工法の真直し等による建設コストの削減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。
 注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「真実的内容」欄に併せて記入すること。
 注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位換り、累計上(債務計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	24	24	23	23	23	23	22	22	22	21
年間総有収水量(千m ³)	4,732	4,560	4,053	3,808	3,660	3,550	3,474	3,341	3,240	3,143
公称施設能力(m ³ /日)	23,078	23,078	23,078	23,078	23,078	23,078	23,078	23,078	23,078	23,078
1日最大配水量(m ³ /日)	21,035	20,162	22,041	17,027	18,312	20,059	20,154	20,061	20,081	20,087
最大稼働率(%)	91.1	87.4	95.5	73.8	79.3	86.9	87.3	86.9	87.0	87.0
供給単価(円/m ³)	109.4	109.3	107.1	120.6	141.5	142.1	141.5	148.7	151.8	155.5
給水原価(円/m ³)	103.9	107.0	114.4	119.9	124.5	121.7	146.5	148.2	150.3	152.6

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

本市は、尾鷲湾をはじめとして、海岸部は典型的なリアス式海岸となっており、総面積の90%が山林という自然条件で、8地区に簡易水道が点在しており、ハード面の統合は困難と思われるが、料金体系は統一されており、施設管理も実質一元化されているため、平成20年完成予定の矢ノ浜浄水場への庁舎移転を待って、平成28年度までを目途に認可変更を検討する。